

KPMG Japan e-Tax News

No.244 20 July 2021



税務情報

国税庁 - 電子帳簿保存法に係る改正通達、趣旨説明及びQ&Aの公表

国税庁は7月16日、「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直し について」のページにおいて、以下の情報を公表しました。

1. 改正通達及び趣旨説明

- 「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の一部改正について(法令解釈 通達)(2021 年 7 月 9 日付)
- 令和 3 年 7 月 9 日付課総 10−10 ほか 7 課共同「『電子帳簿保存法取扱通達 の制定について』の一部改正について」(法令解釈通達)等の趣旨説明につ いて

上記の改正通達は、2021 年度税制改正による「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下、電帳法)及び同法の施行規則(以下、電帳法施行規則)の改正に伴い発遣されたものです。また趣旨説明は、既存の解説が更新されたもので、改正通達により新たに定められ、整備された通達の趣旨等が追加・修正されています。たとえば、以下の通達及び趣旨説明が含まれています。

4-12 検索できることの意義

国税関係書類に係る電磁的記録(電子取引の取引情報に係る電磁的記録を含みます。)については、記録事項の検索をすることができる機能を確保しておくことが要件のひとつとされています。

本通達及びその趣旨説明では、システム上検索機能を有している場合のほか、 以下の方法により、検索対象となる記録事項を含んだファイルを抽出できる機 能を確保している場合には、本要件を満たしているものとして取り扱うことが 示されています。

• その電磁的記録のファイル名に規則性を有して記録項目を入力する方法(たとえば、取引年月日その他の日付、取引金額、取引先の順で統一して一覧性をもって管理することにより、フォルダ内の検索機能を使用して検索できる状態にしておく方法)



• 別途、索引簿等を作成する方法(たとえば、エクセル等の表計算ソフトにより索引簿等を作成し、そのエクセル等の検索機能を使用してその電磁的記録を検索できる状態にしておく方法)

4-14 電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義

「電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、たとえば国税通則法の質問検査権の規定に基づき、税務職員から備付け・保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録のダウンロードの求めがあった場合に、この求めに応じることをいいます。なお、国税関係帳簿については、この求めに応じることが電子帳簿保存の要件のひとつとされていますが、スキャナ保存制度、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度及び一定の要件を満たした国税関係帳簿(特例国税関係帳簿)においては、この求めに応じる場合には、検索機能の確保の要件のうち、記録項目の範囲を指定して条件を設定できる機能及び二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できる機能は不要とされています。

本通達は上記のダウンロードの求めに関する留意事項を明らかにするものですが、本通達の趣旨説明には、通達からは読み取ることができない、たとえば以下の取扱いが示されています。

- ダウンロードの求めに対し、その求められた一部分しかそのダウンロードに 応じないような場合は、電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることがで きるようにしている場合には該当しない。
- ダウンロードの求めの対象には、電磁的記録に関する履歴データ等のほか、 その電磁的記録を補完するための取引先コード表等も含まれる。
- 通常出力が可能な範囲で求めに応じた方法(出力形式の指定等)により提供される必要があるため、税務職員が求めた形式ではなく、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合は、ダウンロードの求めに応じたことにはならない。
- 4-28 国税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認する ことができる場合(タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシス テムを使用して保存する場合)

国税関係書類をスキャナ保存する場合には、その国税関係書類に係る記録事項 にタイムスタンプを付与することが要件とされていますが、電帳法施行規則に 掲げる一定の方法によりその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、タイムスタンプの付与は不要とされます。

本通達及びその趣旨説明では、その方法として、たとえば、他者が提供する SaaS 型のクラウドサービスが稼働するサーバ(自社システムによる時刻の改ざん可能性を排除したシステム)が NTP サーバ(ネットワーク上で現在時刻を配信するためのサーバ)と同期しており、かつ、スキャナデータが保存された時刻の記録及びその時刻が変更されていないことが確認できるなど、客観的にそのデータ保存の正確性を担保することができる場合が、これに該当することが示されています。



8-4 「あらかじめ」の意義

一定の要件を満たした国税関係帳簿(特例国税関係帳簿)については、その電磁的記録に記録された事項に関して生じた申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。この規定の適用を受けるためには、あらかじめ、この規定に係る適用届出書を所轄税務署長等に提出する必要がありますが、本通達では、この規定の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに適用届出書の提出があれば、「あらかじめ」提出があったものとして取り扱われることが示されています。

2. Q&A (一問一答)

■ <u>電子帳簿保存法 Q&A(一問一答)~令和 4 年 1 月 1 日以後に保存等を開始</u> する方~

このページには、以下の3つの一問一答が掲載されています。

- (1) 電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】
- (2) 電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】
- (3) 電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】

これらは既存の一問一答に 2021 年度税制改正による電帳法及び電帳法施行規則の改正が反映されたもので、以下の経過措置関係の問答を含む新たな問答が多く追加されています。(以下の問答の論点については、e-Tax news No.233 「国税庁 一電子帳簿保存法の改正に関するリーフレットの公表」(2021 年 6 月 2日発行)にてお知らせしています。)

【2021 年度税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿書類】((1) の問 52 及び(2) の問 63)

2021 年度税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿書類について、2022 年 1 月 1 日以後に改正後の要件を適用して国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存又はスキャナ保存をする場合には、原則として承認の取りやめの届出を提出する必要があるものの、以下の対応を行う場合には、承認の取りやめの届出書を提出する必要はないと解説されています(*)。

- 2021 年度税制改正後の要件で電磁的記録の保存等を開始した日等又はスキャナ保存を開始した日について、管理、記録をしておくこと。
- 税務調査があった際に、上記の管理、記録しておいた内容について答えられるようにしておくこと。
- (*) 特例国税関係帳簿については、過少申告加算税の軽減措置の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書に併せて承認を取りやめようとする国税関係帳簿の種類等を記載する場合は、承認の取りやめの届出書を提出する必要はありません。



【2022 年 1 月 1 日以後に備付け・保存又はスキャナ保存を行う国税関係帳簿 書類】((1) の問 53 及び(2) の問 64)

2022 年 1 月 1 日以後に備付けを開始する・保存を行う又はスキャナ保存を行う 国税関係帳簿書類について、2021 年度税制改正前の保存要件で保存を行うため に承認を受ける場合には、2021 年 9 月 30 日までに所轄税務署長に承認申請書 を提出する必要があると解説されています。

上記 1.及び 2.は、2021 年度税制改正後、原則として、2022 年 1 月 1 日以後に 備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類(スキャナ保存を 含みます。)及び同日以後に行う電子取引について適用されます。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com home.kpmg/jp/tax ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている 状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努め ておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではあり ません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショ ナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.